

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

条 文	項	項 目
<p>（一般廃棄物処理施設の許可の基準等） 第 8 条の 2</p>	3	<p>都道府県知事は、前条第 1 項の許可（同条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第 1 項第 2 号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。</p>
<p>（生活環境の保全に関する専門的知識） 規則第 4 条の 3</p>		<p>法第 8 条の 2 第 3 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。</p>
<p>（産業廃棄物処理施設の許可の基準等） 第 1 5 条の 2</p>	3	<p>都道府県知事は、前条第 1 項の許可（同条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第 1 項第 2 号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。</p>
<p>（生活環境の保全に関する専門的知識） 規則第 1 2 条の 3</p>		<p>法第 1 5 条の 2 第 3 項（法第 1 5 条の 2 の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。</p>